

航空事故調査報告書

航空事故調査委員会議決

委員長 相原康彦

委員 勝野良平

委員 加藤 晋

委員 水町守志

委員 山根 皓三郎

1 平成11年3月4日議決 個人所属

セスナ式TU206F型 JA3721

群馬県邑楽郡千代田町 平成9年12月20日

2 平成11年3月4日議決 個人所属

グローブ式G103CツインⅢSL型 JA2554

岡山県邑久郡邑久町 平成10年10月3日

所 属 : 個人所属
型 式 : セスナ式TU206F型 (飛行機)
登録記号 : JA3721
発生場所 : 群馬県邑楽郡千代田町上空 (利根川河川敷上空)
発生日時 : 平成9年12月20日 11時50分ごろ

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

JA3721は、平成9年12月20日、機長及びスカイダイビング練習生等の同乗者5名計6名が搭乗し、スカイダイビングのため、群馬県邑楽郡千代田町のスカイダイビング降下場上空 (利根大堰下流約1km)、高度約3,000ftを飛行中、11時50分ごろ、スカイダイビング練習生1名が同機から降下した直後、同練習生の左肘が同機の右水平安定板の前縁中央部に接触。同練習生が負傷するとともに、同機の機体が破損。

搭乗者の死傷	同乗者 (スカイダイビング練習生) 1名 軽傷
航空機の損壊	機体 中破

1.2 航空事故調査の概要

主管調査官が、平成9年12月23日、現場調査を実施。
原因関係者から意見聴取を実施。

2 認定した事実

2.1 航空機乗組員等に関する情報

機長 男性 24歳

事業用操縦士技能証明書 (飛行機)	第14879号
限定事項 陸上単発ピストン機	平成7年6月28日
第1種航空身体検査証明書	第17830925号
有効期限	平成10年7月16日
総飛行時間	約1,049時間
同型式機飛行時間	約126時間

(注) 機長は航空機使用事業者から派遣された操縦士。

スカイダイビングのインストラクター	男性	50歳
落下傘降下士技能証（日本落下傘スポーツ連盟認定）		D-20
発行日		昭和50年2月12日
落下傘技能認定証（日本落下傘スポーツ連盟認定）		教官I-011
発行日		平成7年7月22日
総降下回数		約1,200回

2.2 航空機に関する情報

航空機各部の損壊の状況

尾翼 右水平安定板変形

(写真参照)

2.3 気象に関する情報

事故関連時間帯の事故現場付近の気象は、機長の目測によれば、視程10km以上、雲量はSCT（8分雲量で3/8～4/8）であったが、雲形及び雲底の高さは不明。また、同飛行場に設置されている風向・風速計及び温度計によれば、風向230°、風速3kt、気温17℃、露点温度3℃。

2.4 現場調査

2.4.1 飛行の経過

同機は、事故当日、3名のスカイダイビング練習生の練習のための飛行を予定。

同機は、11時42分ごろ、機長、インストラクター2名及び練習生3名計6名が搭乗し、群馬県館林市の大西飛行場（非公共用飛行場）を離陸。11時50分ごろ、第1降下者の練習生Aが降下。その後、他の練習生2名も降下。

同機は、12時22分ごろ、同飛行場に着陸。

(付図1参照)

2.4.2 練習生Aによれば、概略次のとおり。

飛行機から飛び出した直後のことについては、特に記憶無し。パラシュートが開き、降下目標地点へ向かうためのパラシュート操作を実施中、左腕に痛みを感知。

当日、医師の診断を受けたところ、全治10日の打撲と診断。

2.4.3 同機の所有者であり、事故時に同機に同乗して練習生に指導を行っていたスカイダイビングのインストラクターによれば、概略次のとおり。

軽傷を負った練習生Aは、スカイダイビングを始めて2回目の降下で、いわゆる初心者。当日、同練習生を第1降下者と決め、初心者には不向きだったかと思われる降下の方法を指導し、実施を指示。その方法は、航空機から後ろ向きに飛び出した直後、仰向きになり、両手両足を大きく広げる姿勢をとるもの。

同練習生が降下した直後、同機の右水平安定板に同練習生の左腕が接触したのを目撃。上空から見ていた限り、同練習生のパラシュートの操作は正常に思えたので、同乗していた他の2名の練習生も引き続き降下を指示。

接触した原因は、同練習生が降下を開始する際、跳ね上がったためと史料。以後、初心者には初心者向けの降下の方法を指導することを徹底。

2.4.4 機長によれば、概略次のとおり。

同練習生が飛び出した時、バタバタという通常の音に加え、ちょっと違う音が聞こえたが、衝撃は無し。その後の操縦に不具合は無し。

3 事実を認定した理由

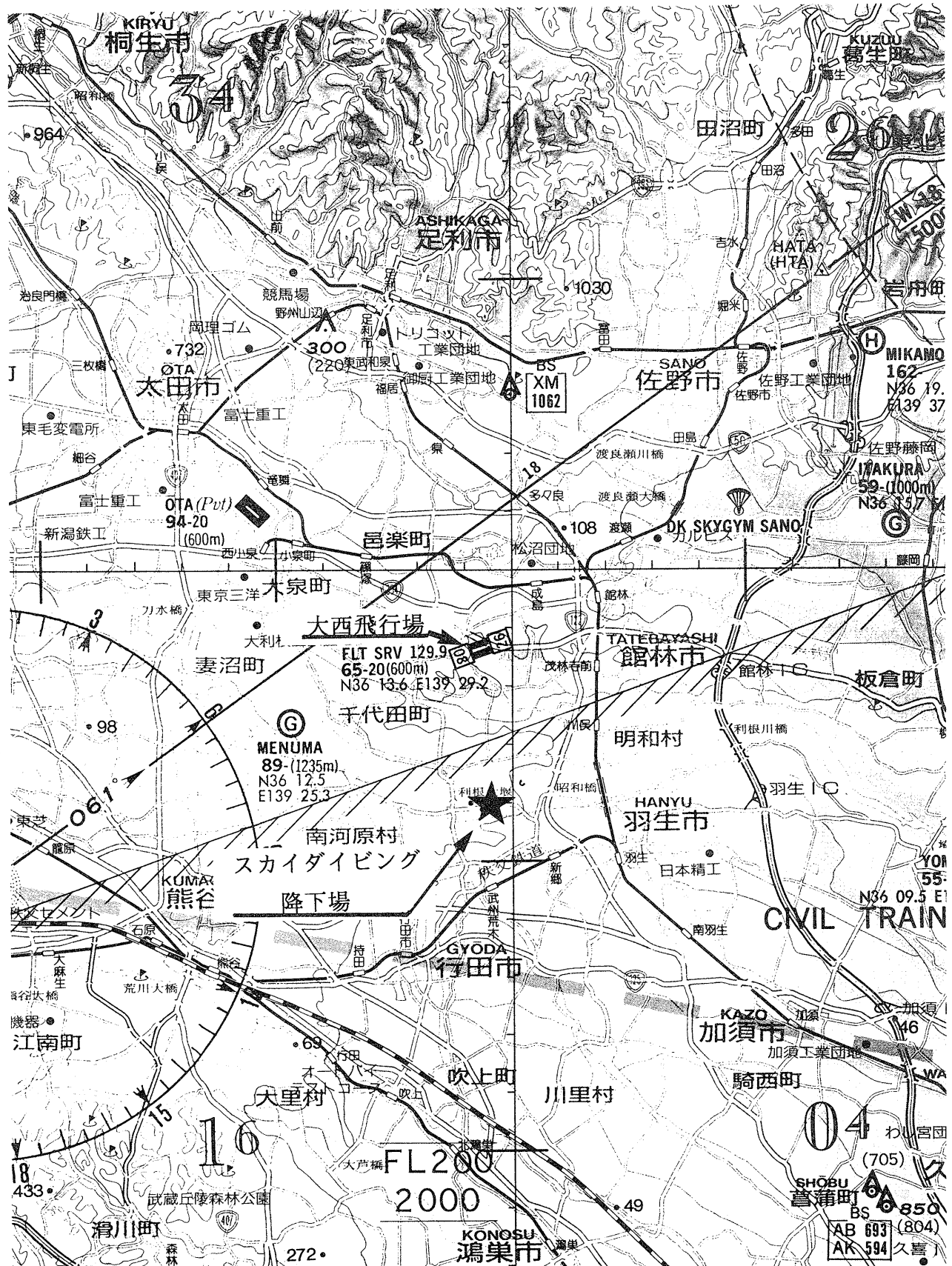
3.1 機体の損壊状況及びインストラクターの口述から、スカイダイビング練習生が同機から降下した際、同練習生の左肘と同機の右水平安定板が接触したものと推定。このため、同練習生が負傷するとともに、同水平安定板が変形したものと推定。

3.2 インストラクターの口述から、同練習生が同機の右水平安定板と接触したのは、降下方法が初心者には不向きな方法であり、同練習生が降下を開始する際、跳ね上がったことによる可能性あり。

4 原因

本事故は、スカイダイビング練習生が同機から降下した際、同練習生の左肘と同機の右水平安定板が接触したことによるものと推定。

付図1 事故現場見取図



付図 2 セスナ式TU206F型三面図

単位：m

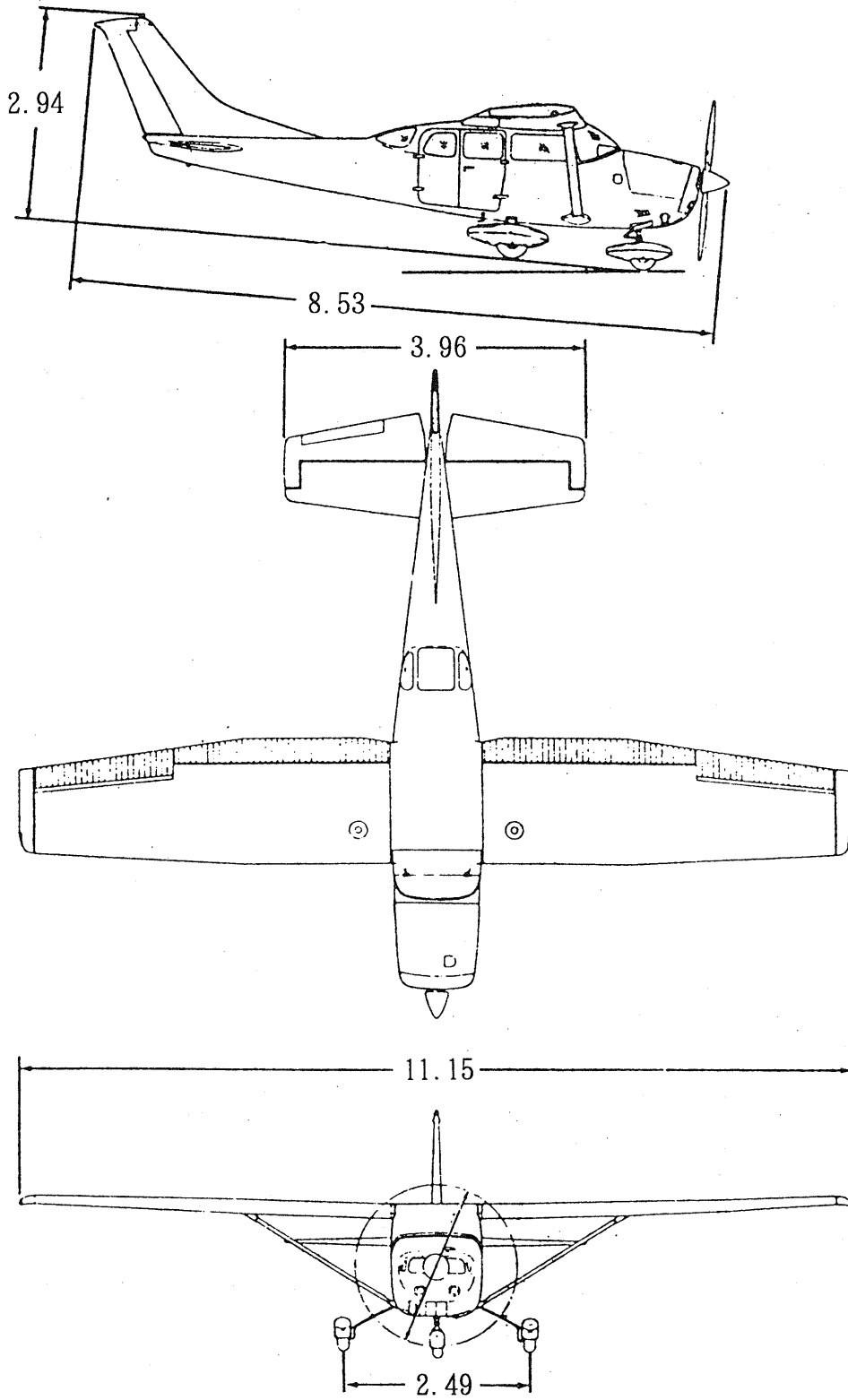


写真 事故機

